

**第7期藤岡市障害福祉計画・
第3期藤岡市障害児福祉計画**

**令和6年度 ～ 令和8年度
【素案】**

**令和6年3月
藤 岡 市**

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨、背景	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	5

第2章 計画の基本的な考え方

1 国の指針に基づく基本理念	6
2 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方	8
3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	9
4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方	9

第3章 障害福祉サービス等における見込量と方策

1 福祉施設入所者の地域生活への移行	10
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	11
3 地域生活支援拠点が有する機能の充実	12
4 福祉施設からの一般就労への移行	13
5 障がいのある子どもの支援の提供体制の整備等	15
6 相談支援体制の充実・強化等	17
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	19

第4章 障害福祉サービス等における見込量と方策

1 訪問系サービス	21
2 日中活動系サービス	23
3 居住系サービス	32
4 相談支援	35

第5章 障害児通所支援サービス等における見込量と方策

1 障害児相談支援	37
2 児童発達支援	38
3 放課後等デイサービス	38
4 保育所等訪問支援	39
5 居宅訪問型児童発達支援、医療型児童発達支援、児童入所支援(福祉型・医療型)	40
6 医療的ケア児に係るコーディネーターの配置人数	41

第6章 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

■必須事業

1 理解促進・研修啓発事業	42
2 自発的活動支援事業	43
3 相談支援事業	43
4 成年後見制度利用支援事業	44
5 成年後見制度法人後見支援事業	45
6 意思疎通支援事業	45
7 日常生活用具給付等事業	46
8 手話奉仕員養成研修事業	47
9 移動支援事業	47
10 地域活動支援センター事業	48

■任意事業

1 福祉ホーム事業	49
2 訪問入浴サービス事業	49
3 日中一時支援事業	50

■地域生活支援促進事業

1 発達障がい児及び家族等支援事業	51
-------------------	----

■その他の事業

1 その他の事業	51
----------	----

第7章 計画の策定体制

1 計画の策定体制	52
-----------	----

第8章 計画の推進

1 計画推進のために	53
------------	----

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

「藤岡市障害福祉計画・藤岡市障害児福祉計画（以下「本計画」という。）」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の趣旨等を踏まえ、障がいのある方等の地域生活を支援するためのサービス提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるもので、障害者総合支援法第88条に規定される市町村障害福祉計画、児童福祉法第33条の20に規定される市町村障害児福祉計画を一体的にして策定したものです。

また、本計画は、国の定める基本指針に即し、地域において必要な障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障害児通所支援等が計画的に提供されるよう各年度のサービスに関する数値目標の設定やサービス需要を見込むものです。

背景

近年、デジタル社会が進む一方、社会環境の変化に伴い、地域のつながりや交流などの地域力の希薄化や家庭環境の変化による核家族化等により、地域及び個々が抱える課題の複雑化・複合化が顕在しています。

そのような中、新型コロナウイルス感染症の発生により、市民生活・地域社会に大きな影響を及ぼし社会全体が、大きく様変わりをしました。特に、障がいのある方や高齢者、生活困窮者等は大きな影響を受け、地域の交流・見守りの場、相談支援をはじめとした支援の機会が喪失されたほか、社会的に内在していた孤独や孤立の問題が顕在し、地域社会における課題について、ますます多様な支援が必要となってきました。

障がいのある方等における社会環境も日々、変わってきており、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を令和3年5月に改正され、民間事業者による合理的配慮の提供を努力義務から義務へと変わります（令和6年4月に施行）。

障がいのある方等に係る法律・制度の改正が進められる中で、国においては、令和5年に第5次障害者基本計画を策定しました。共生社会の実現に向け、障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し、障がいのある方が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加することのできる、また、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去することを基本理念とした取組が進められています。

本市におきましても、現行の計画「第6期藤岡市障害福祉計画・第2期藤岡市障害児福祉計画」の下、各種の施策に取り組んでまいりました。今般、計画期間が終了を迎えることから、計画の内容を見直し、新たに「第7期藤岡市障害福祉計画・第3期藤岡市障害児福祉計画」を策定し、引き続き、本市における障害者福祉施策を総合的・計画的に推進していきます。

参考

【障害者総合支援法（平成17年法律第123号）】

（市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

（以下省略）

【児童福祉法（昭和22年法律第164号）】

（市町村障害児福祉計画）

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

（以下省略）

2 計画の位置づけ

（1）計画の性格

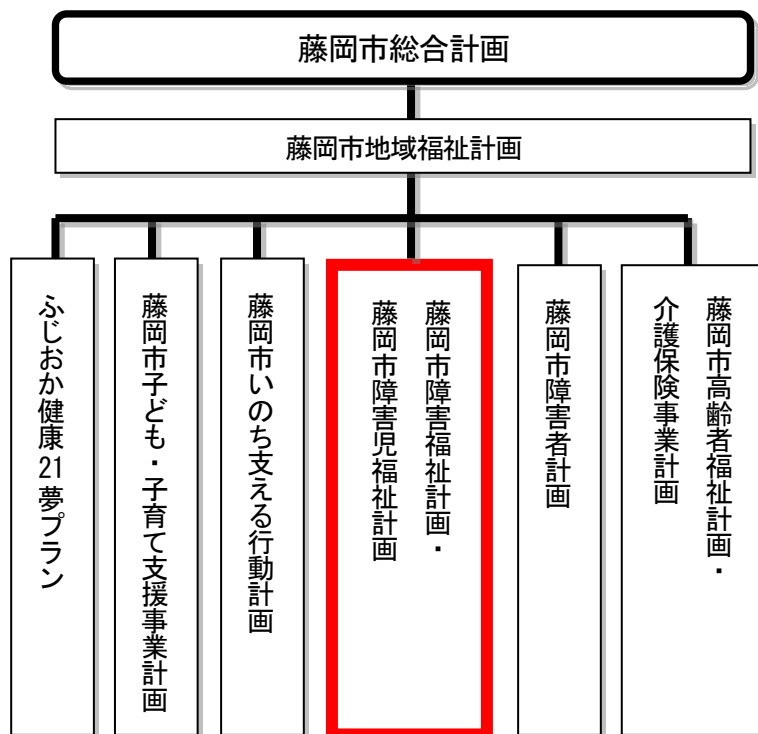
本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくものであり、障害福祉サービスをはじめ、障害児通所支援、相談支援、障がいのある方の地域生活の支援に関わる各種福祉サービスの提供体制の確保やサービス利用の見込量を定める計画になります。

計画の関係性

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業のサービス提供体制の確保に関する事項や見込量を定める計画	障害児通所サービス、相談支援の提供体制の確保に関する事項や見込量を定める計画
根拠法令	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法

（２）他の計画との関係

本計画は、障害者基本法第１１条第３項の規定に基づく「藤岡市障害者計画」、社会福祉法第１０７条の規定に基づく「藤岡市地域福祉計画」、かつ本市の最上位計画である「第５次藤岡市総合計画」との整合性を図りながら策定しています。



３ 計画の期間

本計画の期間は、令和６年度から令和８年度の３年間で１期として策定するものです。なお、計画期間中において、国の指針が本計画の策定内容に変更を必要となる改正があった場合や計画の進捗状況等により、必要に応じて計画の見直しを行う場合もあります。

【計画の期間】

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
障害者 福祉計画	第５期(５ヶ年) H29 年度～R3 年度				第６期(５ヶ年) R4 年度～R8 年度						
障害 福祉計画	第 ４ 期	第５期(３ヶ年) H30 年度～R2 年度			第６期(３ヶ年) R3 年度～R5 年度			第７期(３ヶ年) R6 年度～R8 年度			
障害児 福祉計画		第１期(３ヶ年) H30 年度～R2 年度			第２期(３ヶ年) R3 年度～R5 年度			第３期(３ヶ年) R6 年度～R8 年度			

第2章 計画の基本的な考え方

本計画の策定に向けて、令和5年5月19日に示された国の基本指針である「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）を踏まえ、地域の実情に沿った計画を策定しています。

1 国の基本指針に基づく基本的理念

障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていける社会の実現を基本とし、障害福祉計画と障害児福祉計画を一体とした「第6期藤岡市障害福祉計画及び第2期藤岡市障害児福祉計画」の理念を引き継ぎ、「第7期藤岡市障害福祉計画及び第3期藤岡市障害児福祉計画」を策定し、支援の提供体制の確保や円滑な実施に向け、取組を更に推進し、障がいのある方等が必要な支援を受けられ、その人が持っている能力を最大限に発揮し、自立した日常生活が送れるまちを目指していきます。

（1）障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいの有無によって分け隔てられることなく共生する社会を実現するため、障がいのある方等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障害福祉サービス及びその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び障害児通所支援並びに地域生活支援事業等の提供体制の整備を進めます。

（2）市を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害福祉サービスの実施主体の基本を市町村とし、障害福祉サービスの対象となる障がいのある方の範囲を身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等であって18歳以上の者並びに障がい児とし、サービスの充実を図るとともに都道府県の適切な支援等を通じて地域間で格差が無いように障害福祉サービス等の均衡を図ります。

また、障害者総合支援法に基づき、発達障がい者及び高次脳機能障がいの方も障害福祉サービス等の提供が図れるよう制度の周知を図るとともに支援をしていきます。

（3）入所施設等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある方の自立支援の観点から、入所施設等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある方等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NP0等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

特に、地域生活支援の拠点等の整備・運用にあたっては、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、ショートステイの利

便性・対応力の向上等による緊急時の受入体制の確保、人材確保、養成、連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能が求められています。地域資源や人材確保など課題はありますが、今後、障がいのある方の高齢化や重度化、親亡き後を見据えて、これらの機能の充実を図ります。

また、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは、限界があり、市を中心とした地域・精神保健・医療・福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包括的な社会の実現に向けた取組を推進し、精神障がいのある方が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、多様な相談にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

（４）地域共生社会の実現に向けた取り組み

市民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、次のような取組等を計画的に推進します。

- ・市民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作り
- ・地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に係る取組
- ・属性に関わらず、地域の様々な相談を受け止め、保健・医療・福祉・保育・教育・商工・農政等の多機関協働による継続的なつながりを続ける伴走型支援を円滑に受けられるよう、各分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

（５）障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援

障がいのある子ども及びその家族に対して、障がいの疑いのある段階から身近な地域で支援できるよう、障害児通所支援、障害児相談支援を実施し、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援の充実を図ります。

また、障がいのある子どものライフステージに沿って、地域の保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

日常生活を営むために医療を必要とする障がいのある子ども（以下「医療的ケア児」）が障害福祉をはじめ保健・医療・保育・教育等の支援を円滑に受けられる、各関連分野が協働する包括的な支援体制の構築を目指します。

（６）障害福祉人材の確保・定着

将来にわたって、安定的な障害福祉サービスの提供や様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せて、それを担う人材確保と定着が必要になります。人材の確保・定着が図れるよう専門性を高める研修の実施や障害福祉事業の人材育成と確保の推進を目指すための周知・広報等を図ります。

（７）障がい者の社会参加を支える取組定着

障がいのある方が地域において、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツなど多様な分野に参加し、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指すため、障がい者にのがある人による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、関係機関と連携し、創作や発表等の多様な活動に参加する機会の確保を図り、個人の能力等の発揮及び社会参加の促進を図っていきます。

２ 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、目標を設定し、その確保のために計画的な取組を目指します。

○訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）では、障がいのある方等が在宅生活を送るために生活状況や障がいの程度に応じて、必要なサービスが受けられるよう提供体制を整えていきます。

○日中活動系サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援）及び地域活動支援センター事業については、個々が希望するサービスが受けられるよう提供体制を整えていきます。

○障がいのある方等が地域での生活が実現できるよう自立訓練等の推進により、入所や病院の退所・退院等から地域生活へ移行できる体制づくりを進めていきます。

地域生活への移行の支援として、地域生活支援拠点事業が機能を果たせるよう、コーディネーターの配置の検討をするとともに、支援ニーズの把握、社会資源の効果的な活用ができる支援体制の構築を目指します。

○就労移行支援事業等を推進するとともにハローワークや障害者就業・生活支援センター等と協力し、地域の企業等への雇用拡大を目指します。

○強度行動障がいや高次脳機能障がいのある方について、基幹相談支援センター等と連携し、対象者数や状況把握及び支援ニーズの把握に努め、適切なサービス提供が行えるよう体制づくりを目指します。

○アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策では、依存症に対する正しい理解を普及啓発するとともに、医療機関や当事者団体等と連携して、本人及びその家族に対する支援を行える体制づくりを目指します。

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- 障がいのある方等が自立した日常生活等を送るためには、障害福祉サービスの適切な利用を支えるとともに個別のニーズに対応する相談支援体制の構築が重要になります。そのためには、相談支援事業者等の安定した相談支援が行える体制づくりが必要です。本人及びその家族にとって、相談しやすい体制づくりを目指します。
- 発達障がいのある方及びその家族への支援では、保護者が発達障がいの特性を理解し、必要な知識や対応方法を身につけ、適切な対応ができるようペアレントトレーニング等を本人及びその家族に対し、サービスを提供し支援を図っていきます。
- 上記の取組を効果的に実施していくため、藤岡市障害者自立支援協議会（以下「市自立支援協議会」）と連携し、地域における障害福祉に関する課題について、情報共有を図るとともに支援に向けた体制整備について協議を行っていきます。

4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- 障がいのある子ども及びその家族に対する支援については、障がいの種別、年齢別等のニーズに応じて、地域において支援が身近に提供できるよう体制づくりが必要です。地域における支援体制づくりにあたっては、市自立支援協議会の下に、子ども支援、母子保健、教育等の関係機関が参画する子ども支援部会を設置し、地域の課題や支援に係る情報共有等の連携の下、取り組んでいきます。
- 障害児通所支援の体制整備では、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ等のほか、市の子ども及び母子保健施策の所管や県の子ども施策の担当部局と連携を図り、障がいのある子どもの早期の発見及び支援を図っていきます。
- また、学校、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所、教育委員会等との連携の下、円滑な支援の実施が図れる体制づくりを目指します。
- 障がいのある子ども等の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ、幼稚園、小学校、特別支援学校等に対し、専門的支援や助言を行うため、保育所等訪問支援等の支援を行う体制づくりを目指します。
- 特別な支援が必要な障がいのある子どもに対する支援体制の整備については、重症心身障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援が受けられるよう検討を行い体制整備を目指します。
- 医療的ケアを必要とする子ども及びその家族に対する支援については、地域にいる医療的ケア児等コーディネーターにより、障害福祉のほか医療など多分野にまたがる支援について調整を図り、総合的かつ包括的な支援の提供につながる体制づくりを目指します。
- 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がいのある子どもに対して、障がい児通所支援等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を目指します。
- 虐待を受けた障がいのある子ども等の支援については、子ども施策の所管と連携し、心理的ケアをはじめ、一時保護など、その状況に応じたきめ細かい支援を目指します。
- 障害児相談支援は、早期の段階から本人や家族に対する継続的な相談支援を行っていきます。

第3章 成果目標（令和8年度末目標）

国の基本指針に基づき、障がいのある方の自立した地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和8年度を目標年度とし地域生活支援及び就労支援等に関する成果目標を設定します。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

障がいのある方が福祉施設から地域生活へ移行するには、一人ひとりの状況や本人の意思を尊重した住まいの確保や居宅介護、相談支援等を提供し住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう支援していくことが求められます。これまでの実績や地域や個々の実情に応じた実現可能な目標値を設定します。

【国の基本指針】

- ・地域移行者数：令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とするとされています。
- ・施設入所者数：令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の人数から5%以上削減することを基本とするとされています。

【実績値】

項目	目標値	備考	
【実績】 令和4年度末時点の 施設入所者数	(A) 85 人	令和4年度末（令和5年3月31日）時点において、施設に入所している障がいのある方の人数	
		令和2年度末	令和3年度末
		90 人	88 人

【目標値の設定】

項目	目標値	備考			
【目標①】 地域生活移行者数	(B) 5 人	令和8年度末までに施設入所からグループホーム、家庭等へ地域生活に移行する者の数 上表の令和4年度末時点施設入所者数（A）×6%			
		国	6.0%以上	藤岡市	6.0%
施設入所者数	83 人	令和8年度末時点での施設入所者見込数 （A）85人 － （B）5人 ＋ 新規施設入所見込み者数3人			
【目標②】 施設入所者の削減 見込数	2 人	令和8年度末時点での施設入所者の削減見込数			
		国	5.0%以上	藤岡市	2.35%
【市の方針】 今後の目標値	・介護保険への移行等により、入所者数は減少傾向にあります。 ・地域移行者数については、令和4年度末時点の施設入所者のうち令和8年度末までに5人を目標とします。 ・施設入所者数は、地域生活へ移行した5人が減少することで令和8年度末時点での83人を設定しました。				

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある方が地域で安心して自分らしく生活を送るためには、地域住民の協力を得ながら保健、医療、福祉の関係者が連携し、一体となって支援する体制が求められます。市では、精神障がいのある方の地域生活への移行を推進するため、県や保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、精神障がいのある方にも対応した地域包括ケアシステムを構築します。

【国の基本指針】

- ・国の基本指針では、令和8年度における全国の精神病床における1年以上の長期入院患者数、退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における早期退院率に関する成果目標が令和2年度と比べて約3.3万人の減少を目指すこととされていますが、都道府県が実施主体とされています。
- ・本計画では、都道府県が設定する成果目標を達成するための活動指標として、保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数、関係者の参加者数、目標設定及び評価の実施回数等の見込みを設定し、精神障がいのある方が安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりを推進します。

【目標値の設定】

項目	目標値			国の指針及び見込み等
	令和6年度	令和7年	令和8年度	
【活動指標①】 保健、医療、福祉関係者 による協議の場の回数	1 回	1 回	1 回	各分野が連携し、重層的な支援体制を構築していくために、必要となる協議の場の一年間の開催回数見込み
【活動指標②】 保健、医療、福祉関係者 による協議の場への関係 者の参加者数	19 人	19 人	19 人	協議の場への各関係機関の参加数 (市自立支援協議会)
【活動指標③】 保健、医療、福祉関係者 による協議の場における 目標設定及び評価の実施 回数	1 回	1 回	1 回	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数
【活動指標④】 精神障がい者の地域移行 支援の利用者数	1 人	1 人	2 人	精神障がい者の地域移行支援の利用者数
【活動指標⑤】 精神障がい者の地域定着 支援の利用者数	1 人	0 人	1 人	精神障がい者の地域定着支援の利用者数
【活動指標⑥】 精神障がい者の共同生活 援助の利用者数	63 人	66 人	69 人	精神障がい者の共同生活援助の利用者数。近年、利用ニーズは増加傾向にあります。
【活動指標⑦】 精神障がい者の自立生活 援助の利用者数	1 人	1 人	1 人	精神障がい者の自立生活援助の利用者数。
【活動指標⑧】 精神障がい者の自立訓練 (生活訓練)の利用者数	16 人	16 人	16 人	精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数。近年、利用ニーズは増加傾向にあります。

3 地域生活支援拠点が有する機能の充実

障がいのある方の地域生活の支援については、高齢化や親亡き後等を見据え、地域の社会資源を最大限に活用して複数の施設や事業所と連携して次の機能・役割をもった拠点を確保し、その機能充実のため、年1回以上、運用状況を検証及び検討していきます。

- (1) 緊急時に迅速かつ適切に対応できる相談支援体制
- (2) 一人暮らしやグループホームへの入居等の体験機会の提供
- (3) ショートステイなど緊急時の受入体制の確保
- (4) 医療的ケア、重度の障がいのある人等に対し専門的な対応を行うことができる人材の養成・確保
- (5) 地域の様々なニーズに対応できる地域の体制づくり

【国の基本指針】

令和8年度末までの間に、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより、効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とするとされています。

【目標値の設定】

項目		目標値			国の指針及び見込み等
		令和6年度	令和7年	令和8年度	
【目標①】 地域生活支援拠点等の設置		1 箇所	1 箇所	1 箇所	国の「基本指針」では、令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）することを基本とする。藤岡市では、令和3年4月より設置しています。
設置態	単独	1 箇所	1 箇所	1 箇所	
	圏域	0 箇所	0 箇所	0 箇所	
【目標②】 コーディネーターの配置人数		1 人	1 人	1 人	コーディネーターの配置を目指します。
【目標③】 検証及び検討の実施回数について、年間の見込数		1 回	1 回	1 回	地域生活支援拠点等有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数について、年間の見込数を設定しています。
【目標④】 強度行動障害を有する障がい者の支援体制の充実		無	無	有	各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とするとされています。
【実績】 令和4年度末時点の施設入所待機者数		36 人			
上記のうち、強度行動障害のある者（行動関連項目10点以上）		21 人			障害支援区分認定調査において行動関連項目が10点以上の者

4 福祉施設から一般就労への移行

障がいのある方が地域で自立した生活を送るうえで一般就労は重要な要素であることから、就労移行支援事業等の推進や特別支援学校における就労支援策と連携し、一般就労への移行を積極的に進めていきます。また、就労した人が職場で生き生きと働くことができるよう障害者就業・生活支援センターなど関係機関と協力して、事業者への障がいの理解を推進し、障がいのある方の雇用を支援していきます。

【国の基本指針】

- ・就労移行支援事業等の利用を経て、一般就労に移行する者の数を令和8年度中に、令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とするとされています。そのうち、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、以下のとおりとされています。
- ・就労移行支援事業 令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
- ・就労継続支援A型事業 令和3年度実績の概ね1.29倍以上を目指す。
- ・就労継続支援B型事業 令和3年度実績の概ね1.28倍以上を目指す。
- ・就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- ・【新規】就労定着率については、令和8年度就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。

【目標値の設定】

項目	上段：実績	目標値	備考			
	下段：目標					
令和3年度の一般就労への移行者数		11 人				
令和8年度の一般就労への移行者数 令和3年度の移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。 11人×1.45=16人		16 人	国	1.28	藤岡市	1.45
令和3年度就労移行支援事業の一般就労への移行者数		8 人				
令和8年度就労移行支援事業の一般就労への移行者数 令和3年度の移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。 8人×1.38=11人		11 人	国	1.31	藤岡市	1.38
令和3年度就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数		1 人				
令和8年度就労継続支援A型事業の一般就労への移行者数 令和3年度の移行実績の1.29倍以上を目指す。 1人×2.0=2人		2 人	国	1.29	藤岡市	2.0
令和3年度就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数		3 人				
令和8年度就労継続支援B型事業の一般就労への移行者数 令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。 3人×1.38=4人		4 人	国	1.28	藤岡市	1.33

令和8年度の就労移行支援事業所のうち一般就労に移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	5 割	就労移行支援事業所のうち、令和8年度に就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合。5割以上を基本とするとされています。			
令和3年度の就労定着支援事業の利用者数	0 人				
就労定着支援事業の利用者数 令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。 0人⇒2人	2 人	国	1.41	藤岡市	2.0
就労定着支援事業の就労定着率	2.5 割	国の「基本指針」では、2割5分以上とすることを基本とするとされています。			

5 障がいのある子どもの支援の提供体制の整備等

障がいのある子どもへの支援にあたっては、本人の最善の利益を考え、子どもの健やかな成長が育まれるよう留意することが必要です。障がいの疑いのある段階から、子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携を密にし、切れ目のない一貫した支援を提供する体制が求められることから、支援体制の構築に向けて取り組んでいきます。

【国の基本指針】

- ・児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とするとされています。
(※地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備すること)。
- ・障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とするとされています。
- ・令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とされています。
- ・令和8年度末までに、各都道府県、各圏域又は各市町村において保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とするとされています。
(医療的ケア児支援センターの設置は新規)

(1) 児童発達支援センターの設置

地域の療育の中心的役割を果たす児童発達支援センターについて、県や地域の療育の関係機関と連携し、設置を目指します。

項目	上段：実績			目標値	備考
	下段：目標				
児童発達支援センターの設置	令和5年度			検討中	令和8年度末までに各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とするとされています。 市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えないとされています。
	令和8年度	単独	○	1箇所	
		圏域			

地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村は、障害福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが求められます。

（２）障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するための体制の構築

障がいのある子どもの地域社会への参加・包容を推進する保育所等訪問支援の更なる充実に努めます。

項目	有無	備考
障害児の地域社会への参加・包容を推進するための体制の構築	有	国の「基本指針」では、令和８年度末までに、全ての市町村において、地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とするとされています。

（３）重症心身障がい子どもに対する支援体制の構築

重症心身障がい児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、県や地域の療育の関係機関と連携し、支援体制の構築に努めます。

項目	上段：実績			目標値	備考
	下段：目標				
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	令和5年度			検討中	国の「基本指針」では、令和8年度末までに各市町村において、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を少なくとも1カ所以上確保することを基本とするとされています。 市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えないとされています。
	令和8年度	単独	○	1箇所	
		圏域			
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和5年度			検討中	国の「基本指針」では、令和8年度末までに各市町村において、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を少なくとも1カ所以上確保することを基本とするとされています。 市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えないとされています。
	令和8年度	単独	○	1箇所	
		圏域			

（４）医療的ケア児に対する支援体制の構築

医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう設置した保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を推進するとともに、支援に関する課題と対応策を検討していきます。

●医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

項目	目標値	備考
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	令和８年度 単独 ○ 圏域	令和８年度末までに各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とするとされています。

●医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

項目	上段：実績	目標値	備考
	下段：目標		
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和5年度	3 人	令和8年度末まで医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とするとされています。
	令和8年度	3 人	

(5) 障害児支援の提供体制の整備等（発達障がい者等に対する支援）

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講、ペアレントメンターの養成、ピアサポート活動への参加を促すことで、発達障がい者等に対する支援の更なる充実に努めます。

項目	目標値			備考
【活動指標①】 ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数				現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、プログラムの受講者数（保護者）の見込みを設定するとされています。
成果目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	18 人	18 人	18 人	
【活動指標②】 ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数				現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、プログラムの実施者数（支援者）の見込みを設定するとされています。
成果目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	8 人	8 人	8 人	
【活動指標③】 ペアレントメンターの人数				現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定するとされています。
成果目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	1 人	1 人	1 人	
【活動指標④】 ピアサポートの活動への参加人数				現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、数の見込みを設定するとされています。
【成果目標】	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
	30 人	30 人	30 人	

6 相談支援体制の充実・強化等

障がいのある方等、とりわけ重度の障がいのある方等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠であります。基幹相談支援センターを中心に、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を推進するとともに、地域サービス基盤の開発及び改善に向けた協議会の体制づくりを目指します。

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保するとされています。
- ・【新規】協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保するとされています。

項目		目標値			備考
【目標】		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等を担う基幹相談支援センターの設置		有	有	有	令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）することを基本とするとされています。
設置形態	単独	有	有	有	
	圏域	無	無	無	
【活動指標①】 地域の相談支援体制の強化①		24 件	24 件	24 件	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定するとされています。
【活動指標②】 地域の相談支援体制の強化②		24 件	24 件	24 件	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数の見込みを設定するとされています。
【活動指標③】 地域の相談支援体制の強化③		6 回	6 回	6 回	基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込みを設定するとされています。
【活動指標④】 地域の相談支援体制の強化④		12 回	12 回	12 回	基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込みを設定するとされています。
【活動指標⑤】 地域の相談支援体制の強化⑤		1 人	2 人	2 人	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定するとされています。
【活動指標⑥】 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善を行う取組		有	有	有	市自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討により、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行う取組を行う体制を確保することを基本とするとされています。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要となります。そのため、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がいのある方等が真に必要とするサービスを提供できているかどうか検証するとともに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を検討していきます。

【国の基本指針】

令和8年度末までに、都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とするとされています。

（１）障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他研修へ市職員が参加し、障害福祉サービス等の質の向上に努めます。

項目	目標値			備考
【活動指標①】 障害福祉サービス等 に係る各種研修の活用	令和6年度	令和7年度	令和8年度	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定するとされています。
	6 人	6 人	6 人	

（２）障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制を構築することで、障害福祉サービス等の質の向上に努めます。

項目	目標値			備考
【活動指標②】 障害者自立支援審査 支払等システムによ る審査結果の共有	令和6年度	令和7年度	令和8年度	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定するとされています。
	有	有	有	
	12 回	12 回	12 回	

（３）指導監査結果の関係市町村との共有

都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の実施とその結果を関係市町村と共有する体制を構築することで、各事業所等の適正な事業実施体制を求めています。

項目	目標値			備考
	令和６年度	令和７年度	令和８年度	
【活動指標③】 指導監査結果の関係 市町村との共有	有	無	有	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体等と共有する体制の有無及びその共有回数の見込みを設定するとされています。
	1 回	0 回	1 回	

第4章 障害福祉サービス等における見込量と方策

■主な変更点

- ・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の訪問系サービスの見込みについて、これまで訪問系サービス一体として、総合的な見込みとしていたが、今期よりサービス種類ごとに見込みます。
- ・生活介護、短期入所、共同生活援助では、強度行動障がい、高次脳機能障がい等を有する者、医療的ケアを必要とする者等の重度の障がいのある方について、それぞれ個別に見込みます。
- ・就労支援においては、「就労選択支援」が新規サービスに創設されるため、新たな見込量が追加されました。
- ・自立訓練（生活訓練）の利用者において、精神障がいのある方の利用見込みについて、個別に見込むこととなりました。

現在のサービスの利用状況や今後の利用ニーズ等を踏まえ、令和8年度までの障害福祉サービス等それぞれのサービス利用量を推計するとともに、これまでの利用実績及び伸び率並びに地域移行等の状況を踏まえて見込量を算出します。

1 訪問系サービス

■事業内容

サービス名称	事業内容
居宅介護	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある方等につき、外出時において、その利用者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他、外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
行動援護	障がいのある方等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	重度の障がいのある方等に対し、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、放課後等デイサービス、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を包括的に提供します。介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを行います。

■実績と見込量

※令和5年度の実績値は、8月末現在（7月サービス提供分）の実績値

区分		令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度	令和7年度	令和8年度
		見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	見込	見込
居宅介護	人/月	57	55	96.4	62	57	91.9	67	55	0.82	58	57	58
	時間/月	684	567	82.9	744	732	98.4	804	724	90.0	742	730	742
重度訪問介護	人/月	1	3	300.0	1	3	300.0	1	2	200.0	4	3	4
	時間/月	69	413	598.6	69	407	590.0	69	236	342.0	543	407	543
行動援護	人/月	4	3	75.0	4	3	75.0	5	3	60.0	4	3	4
	時間/月	152	64	42.1	152	65	42.8	190	109	57.4	87	65	87
同行援護	人/月	6	7	116.7	6	8	133.3	6	8	133.3	10	9	8
	時間/月	42	66	157.1	42	87	207.1	42	69	164.3	109	98	87
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

現 状

居宅介護、重度訪問介護、行動援護は、増減はあるもののおおむね横ばいです。なお、居宅介護及び行動援護については、総利用時間が増えており、家事援助のほか通院等介助などのサービスの利用が増えたものと推察します。同行援護においては、高齢の視覚障がいの方の利用が増加傾向にあります。今後もサービスの増加・減少要因を適宜、把握し利用者ニーズに応じたサービス提供体制を保持していくことが課題となっています。

サービス見込量の算定方法

これまでの利用者、利用形態の動向を踏まえた実績値を基礎とし、また、地域生活への移行に伴う新規利用者の増加を勘案し、1人当たりの平均利用時間数に見込み利用者数を乗じて算出しました。

見込量を確保するための方策

訪問系サービスは、障がいのある方の地域生活を支える重要なサービスで、年々利用者は増加しています。市内外のサービス事業所と連携し、ニーズに応じたサービス提供できるよう地域及び近隣に位置するサービス事業者の情報を把握し、提供体制の確保を目指します。

2 日中活動系サービス

【事業内容】

サービス名称	事業内容
生活介護	障害者支援施設もしくは通所事業所において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障がいのある方であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練（機能訓練）	身体障がいのある方につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がいのある方又は精神障がいのある方につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がいのある方であって、企業等に就労することが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。
就労継続支援 【A型＝雇用型】	企業等に就労することが困難な障がいのある方のうち、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の障がいのある方に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
就労継続支援 【B型＝非雇用型】	企業等に就労することが困難な障がいのある方のうち、企業等に就労されていた人であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該企業等に就労することが困難となった者、就労移行支援によっても企業等に就労することが困難な者等につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
就労定着支援	就労に向けた一定の支援を受けて、企業等に新たに就労された障害者を対象として、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業等及び家族等との連絡調整等の支援を行います。
療養介護	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がいのある方であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

短期入所 【ショートステイ】 (福祉型、医療型)	居宅において、その介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設、グループホーム等で短期間の入所を必要とする障がいのある方等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事など必要な保護を行います。
【新規】 就労選択支援	障がいのある方本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス。 障がいのある方の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担うサービスです。

(1) 生活介護

■実績と見込量

※令和5年度の実績値は、8月末現在（7月サービス提供分）の実績値

区分		令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度	令和7年度	令和8年度
		見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	見込	見込
生活介護	人/月	163	158	96.9	166	158	95.2	170	154	90.6	161	161	162
	日/月	3,260	3,307	101.4	3,320	3,372	101.6	3,400	3,150	92.6	3,429	3,429	3,451
	人/月	うち強度行動障害を有する									0	0	0
	人/月	うち高次脳機能障害を有する									1	1	1
	人/月	うち医療的ケアを必要とする									0	0	0

※第7期計画より強度行動障害等の詳細な内訳を見込むこととなりました。

現 状

過去3年間の利用者数は、見込人数を下回りましたが、おおむね横ばいとなっています。利用日数では、新型コロナウイルス感染症の影響から、一時的な閉所や利用の自粛があったものの、大幅な利用日数の減少は、見受けられない結果となっています。

サービス見込量の算定方法

これまでの利用者、利用形態の動向を踏まえた実績値を基礎とし、また、市内にある特別支援学校の卒業生のうち、利用が見込まれる人数や介護保険制度への移行が見込まれる人数を勘案し、1人当たりの平均利用時間数に見込み利用者数を乗じて算出しました。

見込量を確保するための方策

日中活動系サービスは、障がいのある方の地域生活を進めていくためには重要なサービスであり、今後も利用者の増加が見込まれます。市内の事業所の空き状況や利用者ニーズを把握するとともに、事業者指定を行う群馬県と連携するとともに情報提供して、新規事業者の参入が図れるよう、努めていきます。

（２）自立訓練（機能訓練）

■実績と見込量

※令和５年度の実績値は、８月末現在（７月サービス提供分）の実績値

区分		令和 ３年度			令和 ４年度			令和 ５年度			令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度
		見込	実績	達成 率%	見込	実績	達成 率%	見込	実績	達成 率%	見込	見込	見込
自立訓練 （機能訓練）	人/月	1	2	200.0	1	2	200.0	1	1	100.0	3	3	3
	日/月	14	44	314.3	14	44	314.3	14	9	64.3	66	66	66

現 状

地域において、自立した生活が送れるようリハビリテーションや家事等の実践的な訓練を中心に行うものであり、主に身体障がいのある方や高次脳機能障がいのある方が対象となり現状、利用者数は平均２名の方で、利用日数は一月当たり１０日前後となっています。

サービス見込量の算定方法

利用期間は、原則１年６ヶ月ですが、利用者の状況に応じてサービス利用の延長もできることから、過去の実績を踏まえ、新規利用者数の動向に加え延長利用等を勘案し、１人当たりにおける一月平均利用日数に見込み利用者数（延長利用者を含む）を乗じて見込量を算出しました。

見込量を確保するための方策

日中活動系サービスは、障がいのある方の地域生活を進めていくためには重要なサービスであり、今後も利用者の増加が見込まれます。市内外の障害福祉サービス事業所と連携し、ニーズに応じたサービス提供体制の確保ができるよう努めていきます。

（３）自立訓練（生活訓練）

■実績と見込量

※令和５年度の実績値は、８月末現在（７月サービス提供分）の実績値

区分		令和 ３年度			令和 ４年度			令和 ５年度			令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度
		見込	実績	達成 率%	見込	実績	達成 率%	見込	実績	達成 率%	見込	見込	見込
自立訓練 （生活訓練）	人/月	19	12	63.2	21	13	61.9	21	15	71.4	16	17	17
	日/月	342	232	67.8	378	282	74.6	378	319	84.4	341	362	362

現 状

令和3年度以降は、見込量より実績が下回りましたが利用傾向としては、増加傾向にあります。昨今、精神保健福祉手帳の交付を受ける人の利用が伸びてきており、他の一部サービスにおいても利用者が増えています。病院等から地域移行の支援をするため適宜、個々の状況に応じたサービス提供体制の検討が課題となっています。

サービス見込量の算定方法

サービスの利用期間は、原則2年間ですが、利用者の状況に応じて、サービス利用の延長ができます。過去の利用者数の実績を踏まえ、延長利用等に加えて新規利用者を見込み、1人当たりにおける一月平均利用日数に見込み利用者数（延長利用者を含む）を乗じて見込量を算出しました。

見込量を確保するための方策

病院等から地域移行の支援をするため適宜、個々の状況に応じたサービス提供体制の整備をして、市内外の障害福祉サービス事業所と連携し、ニーズに応じたサービス提供体制の確保を維持していけるよう取り組んでいきます。

（４）就労移行支援

■実績と見込量

※令和5年度の実績値は、8月末現在（7月サービス提供分）の実績値

区分		令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度	令和7年度	令和8年度
		見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	見込	見込
就労移行支援	人/月	17	16	94.1	19	16	84.2	19	11	57.9	17	18	18
	日/月	306	261	85.3	342	262	76.6	342	179	52.3	279	295	295

現 状

今期計画期間では、いずれも実績が見込量より下回る結果となりました。また、サービス利用人数、利用日数ともに減少傾向になっています。新型コロナウイルス感染症の影響も要因の一つと考えられます。主な利用者は、精神障がいの方が半数以上であり、一般就労を希望・目指している人による利用です。生産活動や職場体験などの就労に必要な知識能力向上のための訓練や求職活動に関する支援であり、今後も増えるものと推察されます。

サービス見込量の算定方法

このサービスの利用期間は、原則2年間ですが、利用者の状況に応じて、サービス利用の延長ができます。過去の利用者数の実績を踏まえ、新規利用者やサービスの延長利用等を勘案し、1人当たりにおける一月平均利用日数に見込み利用者数（延長利用者を含む）を乗じて見込量を算出しました。

見込量を確保するための方策

市内外の就労移行支援事業者やハローワークと連携を図り、利用者自身が自分に合った事業所へ就労できるように、事業者情報の連携共有や障がいのある方の雇用促進及び就労に必要な訓練等が受けられるよう支援の体制づくりの検討をしていきます。

(5) 就労継続支援 A 型

■実績と見込量

※令和 5 年度の実績値は、8 月末現在（7 月サービス提供分）の実績値

区分		令和 3 年度			令和 4 年度			令和 5 年度			令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
		見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	見込	見込
就労継続支援 A 型	人/月	34	28	82.4	38	23	60.5	42	22	52.4	25	26	27
	日/月	612	536	87.6	684	481	70.3	756	426	56.3	523	543	564

現 状

第 6 期の計画期間では、見込量に対し、利用者数及び利用量は下回りましたが、利用者においては、おおむね横ばいの利用人数となっています。利用者の傾向では、精神障がいの方の利用が伸びています。市内にサービスを提供できる事業者が数少ないことが課題となっています。

サービス見込量の算定方法

就労継続支援 B 型に比べてサービス提供事業者は少ない状況かにあります。昨今、増加傾向にあるため、過去の実績を踏まえ、新規利用者の利用見込みを勘案し、1 人当たりにおける一月平均利用日数に見込み利用者数を乗じて見込量を算出しました。

見込量を確保するための方策

通所により雇用契約に基づく就労機会の提供や就労に向け必要な能力・知識の向上のために必要な訓練が受けられるよう市内外の就労支援事業者と連携を図るとともに、事業者の指定事務を行う群馬県へ適宜、協議を行っていきます。

（６）就労継続支援Ｂ型

■実績と見込量

※令和５年度の実績値は、８月末現在（７月サービス提供分）の実績値

区分		令和３年度			令和４年度			令和５年度			令和６年度	令和７年度	令和８年度
		見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	見込	見込
就労継続支援Ｂ型	人/月	130	151	116.2	139	169	121.6	148	172	116.2	175	181	186
	日/月	2,210	2,784	126.0	2,363	3,255	137.7	2,516	2,973	118.2	3,028	3,131	3,218

現 状

利用人数及び利用量は、見込より大幅に上回り、増加が続いています。利用者は、特別支援学校の卒業生や精神障がいのある方の利用が多くなってきており、精神保健福祉手帳の交付者数と比例して新規利用者が増加しています。

サービス見込量の算定方法

特別支援学校の卒業生等のサービス利用を踏まえ、過去の動向を勘案し、１人当たりにおける一月平均利用日数に見込み利用者数を乗じて見込量を算出しました。

見込量を確保するための方策

特別支援学校の卒業生のほかサービス利用が見込まれる人に対応するため、市内外の就労支援事業者と連携を図り、就労機会の提供や就労に向け必要な能力・知識の向上のために必要な訓練が受けられるよう、事業者の指定事務を行う群馬県へ適宜、協議を行っていきます。

（７）就労定着支援

■実績と見込量

※令和５年度の実績値は、８月末現在（７月サービス提供分）の実績値

区分		令和３年度			令和４年度			令和５年度			令和６年度	令和７年度	令和８年度
		見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	見込	見込
就労定着支援	人日/月	6	1	16.7	9	2	22.2	12	3	25.0	3	4	4

現 状

利用人数及び利用量は、見込より下回りましたが、増加傾向になっているものと推察されます。就労移行支援等を利用して一般就労した人が対象となるサービスです。現状では、障害者就業・生活支援センター等との連携による就労定着支援等において、生活リズムや能力等の訓練により、就労の継続ができており、見込人数より実績が下回ったものと推察します。

サービス見込量の算定方法

特別支援学校の卒業生のほか、精神障がいの方が増えていることから、新規利用者の利用見込みを勘案したうえで、1人当たりにおける一月平均利用者数より見込量を算出しました。

見込量を確保するための方策

一般就労へ移行した人が職場に定着し、自立生活が送れるように生活のリズムや環境の変化等の課題に対して、支援していくため、市内外の就労支援事業者や相談支援員と連携を図っていきます。

(8) 療養介護

■実績と見込量

※令和5年度の実績値は、8月末現在（7月サービス提供分）の実績値

区分		令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和3年度	令和4年度	令和5年度
		見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	見込	見込
療養介護	人/月	17	15	88.2	17	15	88.2	17	15	88.2	15	15	15

現 状

医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする方に対し、医療機関等において、身体機能訓練や看護、療養上の管理、介護など日常生活全般の支援を行うサービスです。平成30年度より、利用者数は横ばいとなっています。

サービス見込量の算定方法

現状、新規利用に係る相談や利用ニーズはないため、現在の利用者数を基礎として、算定しました。

見込量を確保するための方策

療養介護サービスの提供機関に限られるため、今後もサービス提供機関と連携を図っていきます。

(9) 短期入所（ショートステイ）

■実績と見込量

※令和5年度の実績値は、8月末現在（7月サービス提供分）の実績値

区分		令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度	令和7年度	令和8年度
		見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	見込	見込
短期入所	人/月	12	3	25.0	13	7	53.8	13	5	38.5			
	日/月	111	22	19.8	121	46	38.0	121	38	31.4			
短期入所 福祉型	人/月										6	7	7
	日/月										46	53	53
	日/月	うち強度行動障害を有する									0	0	0
	日/月	うち高次脳機能障害を有する									0	0	0
	日/月	うち医療的ケアを必要とする									0	0	0
短期入所 医療型	人/月										3	4	4
	日/月										15	20	20
	日/月	うち強度行動障害を有する									0	0	0
	日/月	うち高次脳機能障害を有する									0	0	0
	日/月	うち医療的ケアを必要とする									3	4	4

※第7期計画より、福祉型・医療型それぞれに分けて、見込むこととなりました。

現 状

いずれも利用者数及び利用量は、見込量を大きく下回っています。施設入所待機者が施設へ入所したことやグループホームへの入居が増加していることから、短期入所のサービスを利用する機会が減少しているものと考えられます。

サービス見込量の算定方法

支援する家族等が一時的に支援することが困難になった場合等に必要とされるサービスであり、緊急的な利用が見込まれます。これまでの利用の推移を勘案したうえで、1人当たりにおける一月平均利用日数に見込み利用者数を乗じて見込量を算出しました。

見込量を確保するための方策

地域で生活を送るために必要不可欠なサービスであり、今後も利用の増加が見込まれることから、市内外の障害福祉サービス事業所と連携し、ニーズに応じたサービス提供体制の確保を維持していきけるよう取り組んでいきます。

（１０）就労選択支援【新規】

区分		令和６年度	令和７年度	令和８年度
		見込	見込	見込
就労選択支援	人/月	—	13	12

障がいのある方の就労支援において、就労系の障害福祉サービス（以下、「※就労系サービス」）を利用開始時では、個人能力や適性等について把握するものの、それらを踏まえ本人に適した就労先の選択には必ずしも結び付いていない実態もあります。多様化している社会において、障がいのある方が本人の希望や能力等に沿った就労支援が求められていることを受け、令和６年４月より新たに「就労選択支援」のサービスが実施されます。

このサービスは、就労系の障害福祉サービスを利用するにあたり、本人が希望する職種や就労条件及び本人の能力、適性などを評価する就労アセスメントを活用し、本人のニーズや能力に合う就労系サービスや就労先の選択を支援するものです。

※就労系サービス・・・就労移行支援事業、就労継続支援事業Ａ・Ｂ型

サービス見込量の算定方法

就労選択支援事業の見込みについては、一般就労及び就労系サービスの利用を希望する方の必要見込量を算出します。就労移行支援及び就労継続支援Ａ・Ｂ型サービスの新規利用者（特別支援学校予定者を含む）から見込みます。

見込量を確保するための方策

障がいのある方が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するため、障害者就業・生活支援センターやハローワークと連携して、柔軟に選択することができる提供体制の確保を維持していけるよう取り組んでいきます。

3 居住系サービス

【事業内容】

サービス名称	事業内容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた人が居宅において日常生活が送れるように、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助 【グループホーム】	地域で共同生活を営むのに支障のない人につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。
宿泊型自立訓練	知的障がい又は精神障がいのある方につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

(1) 自立生活援助

■実績と見込量

※令和5年度の実績値は、8月末現在（7月サービス提供分）の実績値

区分		令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度	令和7年度	令和8年度
		見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	見込	見込
自立生活援助	人/月	3	0	0.00	3	0	0.00	3	0	0.00	2	2	2

現 状

このサービスは平成30年度より施行されました。第6期計画の期間では、実績はありませんでしたが、障害者支援施設やグループホーム及び病院から一人暮らしを希望する方の地域移行にあたり、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、サービス提供事業所の整備等が求められます。

サービス見込量の算定方法

これまでの利用実績がありませんが、今後の入所施設や病院等からの地域移行などを勘案して、見込量を算出しました。

見込量を確保するための方策

一人暮らしの希望がある施設入所者等について、その自立を支援することにより、本人の希望に沿った地域での生活が可能となります。市内外の障害福祉サービス事業所と連携し、ニーズに応じたサービス提供体制の確保と、利用の促進を目指します。

（２）共同生活援助

■実績と見込量

※令和５年度の実績値は、８月末現在（７月サービス提供分）の実績値

区分		令和 ３年度			令和 ４年度			令和 ５年度			令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度
		見込	実績	達成 率%	見込	実績	達成 率%	見込	実績	達成 率%	見込	見込	見込
共同生活 援助	人/月	96	110	114.6	109	127	116.5	124	128	103.2	135	142	149
	人/月	うち強度行動障害を有する									0	0	0
	人/月	うち高次脳機能障害を有する									1	1	1
	人/月	うち医療的ケアを必要とする									0	0	0

※第７期計画より強度行動障害等の詳細な内訳を見込むこととなりました。

現 状

近年、精神障がいのある方をはじめ、障がいのある方の地域生活のニーズの増加に伴い、利用人数は年々、増加しています。共同生活援助は、地域で自立した生活を送る場としての役割を担う事業であるため、障がいのある方の地域生活を推進していく中で、今後の利用見込み者数を勘案したうえで、過去の実績における１ヶ月当たり利用者数より算出しました。

サービス見込量の算定方法

病院等から退院して、地域生活へ移行する精神障がいのある方のニーズ等を踏まえ、過去の利用実績等の推移を勘案したうえで、１人当たりにおける一月平均利用日数に見込み利用者数を乗じて見込量を算出しました。

見込量を確保するための方策

障がいのある方が地域で自立した生活を支える役割を担うために欠かすことのできない基盤となるサービスです。障がいのある方の地域で一人暮らしを希望する方の地域生活への移行がスムーズに進められるよう、市内外のサービス提供事業者と連携を図り、個人ニーズに応じたサービス提供体制の確保を維持していけるよう取り組んでいきます。

（３）施設入所支援

■実績と見込量

※令和５年度の実績値は、８月末現在（７月サービス提供分）の実績値

区分		令和 ３年度			令和 ４年度			令和 ５年度			令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度
		見込	実績	達成 率%	見込	実績	達成 率%	見込	実績	達成 率%	見込	見込	見込
施設入所 支援	人/月	93	88	94.6	91	85	93.4	89	84	94.4	85	85	83

現 状

施設に入所している方は、減少傾向にあります。しかし、住み慣れた地域にある施設への入所を希望するニーズがあるため、今後、増加することも想定されます。減少傾向には近年、グループホームへの入所が増加しているほか、特別養護老人ホーム等の介護保険サービスへの移行による退所などが主な要因と推察します。

サービス見込量の算定方法

障がいの程度や家族等介護者の高齢化により、施設入所のニーズは高く、入所の待機をしている方も同水準を推移しています。現状の施設入所待機者数を鑑みて、今後の利用見込み者数を勘案したうえで、1人当たりにおける一月平均利用日数に見込み利用者数を乗じて見込量を算出しました。

見込量を確保するための方策

施設入所を希望する人のニーズを把握し、市内外の施設と連携を進めるとともに、地域で生活を送ることが可能な方については、地域移行を支援していきます。

（４）宿泊型自立訓練

■実績と見込量

※令和5年度の実績値は、8月末現在（7月サービス提供分）の実績値

区分		令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度	令和7年度	令和8年度
		見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	見込	見込
宿泊型 自立訓練	人/月	5	5	100.0	7	5	71.4	8	5	62.5	6	7	7

現 状

第6期計画では、障がいのある方のニーズの高まりから増加傾向を見込みましたが、実績としては、同程度の利用者数にとどまる結果となりました。昨今、精神障がいのある方が増えてきており、今後、入所や入院からの地域移行を促進するためには、必要なサービスであることから、サービス提供事業所との連携が求められます。

サービス見込量の算定方法

これまでの実績では、ほぼ横ばいを推移していますが、今後、病院等から退院して地域生活へ移行にするための利用が見込まれます。新規の利用見込み者数を勘案したうえで、1人当たりにおける一月平均利用日数に見込み利用者数を乗じて見込量を算出しました。

見込量を確保するための方策

サービス提供事業所数が少ないところではありますが、ニーズに対応できるよう適宜、入所及び入院先の機関と連携し、適切なサービス利用が提供できるよう取り組んでいきます。

4 相談支援

【事業内容】

サービス名称	事業内容
計画相談支援	障害福祉サービスの利用の調整を必要とする人に対して、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリング等を行います。
地域移行支援	施設や病院から退所・退院する障がいのある人に対して、地域生活に移行するための相談等の支援を行います。
地域定着支援	施設や病院から退所・退院により、単身生活に移行した障がいのある人に対して、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急訪問や相談等の支援を行います。

■実績と見込量

※令和5年度の実績値は、8月末現在（7月サービス提供分）の実績値

区分		令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度	令和7年度	令和8年度
		見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	見込	見込
計画相談支援	人/月	68	87	127.9	79	95	120.3	93	80	86.0	103	104	114
地域移行支援	人/月	1	0	0.00	1	0	0.00	1	0	0.00	1	1	2
地域定着支援	人/月	1	0	0.00	1	0	0.00	1	0	0.00	1	0	1

現 状

障害福祉サービス利用者の増加に伴い、実績値は伸びています。一方、地域移行支援及び地域定着支援では、当期における支援ニーズはなく相談等の実績もありませんでした。

サービス見込量の算定方法

障害福祉サービスの需要が高まっていることから、それに比例して、計画相談支援の利用人数も増えていますが、地域移行支援及び地域定着支援は実績がない状況です。

これまでの利用実績等の推移を勘案したうえで、1人当たりにおける一月平均利用日数に見込み利用者数を乗じて見込量を算出しました。

見込量を確保するための方策

必要なサービスを適切に利用するためには、計画相談支援が欠かせません。昨今、相談支援専門員の人材不足が顕在化しています。群馬県と連携して、人員の確保に努めます。

また、基幹相談支援センターと連携し、地域の相談支援事業所同士の連携強化に取り組んでいきます。

地域移行及び地域定着支援については、地域生活を希望する人が地域で暮らすことができるよう医療機関や施設、相談支援事業所と連携を強化して、支援につなげていきます。

第5章 障害児通所支援サービス等における見込み量と方策

■主な変更点

- ・児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設において、障がいのある子ども等のニーズ、重症心身障がいのある子ども等のニーズ、医療的ケアを必要とする子ども等のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び利用量の見込みを設定します。

【事業内容】

サービス名称	事業内容
障害児相談支援	障害児相談支援は、指定障害児相談支援事業者が、障害児通所支援を利用する児童について、心身の状態や置かれている環境、サービスの利用に関する意向等を聞きながら、障害児支援利用計画を作成するものです。
児童発達支援	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある子どもについて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
放課後等デイサービス	小・中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校に就学している障がいのある子どもについて、学校の授業終了後や夏休みなどに、障害児通所支援施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障がいのある子どもについて、療育の専門スタッフが保育所等を訪問し集団生活への適応のための専門的な支援を行うサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある児童を対象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。
医療型児童発達支援	肢体不自由（上肢、下肢または体幹機能の障がい）があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要と認められた障がいのある子どもについて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行います。
児童入所支援 （福祉型・医療型）	（福祉型）18歳未満の障がいのある子どもを入所保護し、日常生活の指導や自立に必要な知識・技能の訓練を行います。 （医療型）18歳未満の医療の必要な障がいのある子どもを入所保護し、日常生活の指導や自立に必要な知識・技能の訓練及び治療を行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整する派遣	医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場等に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行い、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担っています。

1 障害児相談支援

■実績と見込量

※令和5年度の実績値は、8月末現在（7月サービス提供分）の実績値

区分		令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度	令和7年度	令和8年度
		見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	見込	見込
障害児 相談支援	人/月	30	37	123.3	34	44	129.4	38	31	81.6	63	57	57

現 状

発達障がいのある子どもに対する早期の療育支援のニーズが伸びており、児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用と併せて相談支援も増加しています。今後も早期療育の役割が重要とされていることから、需要が増えることが見込まれます。

サービス見込量の算定方法

今後も新規利用者の増加に伴い、計画相談支援の利用人数も増えていくものと推察します。これまでの利用実績等の推移を勘案したうえで、1人当たりにおける一月平均利用者数より算出しました。

見込量を確保するための方策

障害福祉サービスにおける計画相談支援と同様に障害児相談支援においても相談支援専門員の人材不足が課題になっています。計画相談支援と併せて、県と連携して、人員の確保に努めます。また、基幹相談支援センターと連携して、地域の相談支援事業所同士の連携強化に取り組んでいきます。

2 児童発達支援

■実績と見込量

※令和5年度の実績値は、8月末現在（7月サービス提供分）の実績値

区分		令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度	令和7年度	令和8年度
		見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	見込	見込
児童発達支援	人/月	38	44	115.8	34	47	138.2	39	39	100.0	50	53	56
	日/月	293	255	87.0	262	362	138.2	300	338	112.7	385	408	431

現 状

直近3年前より、利用者数及び利用量が増加してきています。利用の実態は、市内だけでなく市外のサービス提供事業所を利用しており、今後も利用が伸びてくるものと推察します。

サービス見込量の算定方法

新規利用者の増加と過去の利用実績をもとに勘案して算定うえで、1人当たりにおける一月平均利用日数に見込み利用者数を乗じて見込量を算出しました。

見込量を確保するための方策

今後も保育所等に通いながら児童発達支援を利用している子どもの増加が考えられます。市内外のサービス提供事業所との連携により、必要な早期の療育支援を提供できるよう支援していきます。

3 放課後等デイサービス

■実績と見込量

※令和5年度の実績値は、8月末現在（7月サービス提供分）の実績値

区分		令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度	令和7年度	令和8年度
		見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	見込	見込
放課後等デイサービス	人/月	99	101	102.0	109	118	108.3	110	134	121.8	130	145	158
	日/月	1,584	1,738	109.7	1,744	1,953	112.0	1,760	2,188	124.3	2,158	2,407	2,623

現 状

令和3年度末時点と令和5年度末時点の利用者数等の実績を比較すると、利用者数では約1.35倍、利用量では約1.24倍の増加となっております。小中学校においては、昨今、特別支援学級の児童生徒が急増しており、学習上又は生活上、個々の特性に応じた支援が必要とされていることから該サービスの利用ニーズが増加しているものと推察されます。

サービス見込量の算定方法

特別支援学校高等部の卒業によるサービス終了見込者と未就学児から就学児に伴う新規利用見込みを踏まえるとともに、これまでの利用実績等の推移を勘案したうえで、過去の実績における1ヶ月当たり利用日数に見込み利用者数を乗じて見込量を算出しました。

見込量を確保するための方策

当該サービスを必要とする児童生徒が急増しており、地域の社会資源（サービス提供事業者）の不足が顕在化しています。今後も利用ニーズは増加していくことが見込まれるため、サービス提供事業者や関係機関との連携を図りながら、また、事業者指定を所管する群馬県と情報を共有し、サービス提供体制の確保に努めます。

4 保育所等訪問支援

■実績と見込量

※令和5年度の実績値は、8月末現在（7月サービス提供分）の実績値

区分		令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度	令和7年度	令和8年度
		見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	見込	見込
保育所等 訪問支援	人/月	13	4	30.8	14	7	50.0	15	9	60.0	8	11	17
	日/月	13	5	38.5	14	7	50.0	15	9	60.0	8	11	17

現 状

令和3年度と令和5年度を比較すると利用者数の実績は約2倍となっており、徐々に増加しています。保育所や認定こども園、学校等において、集団生活等へ適応するための専門的な支援を必要とする子どものニーズが高まっていることから、今後も利用は増加するものと推察します。

サービス見込量の算定方法

今期の利用実績では、毎年、利用が増加しています。今後も利用者が増加することが想定されます。1人当たりにおける一月平均利用日数に見込み利用者数を乗じて見込量を算出しました。

見込量を確保するための方策

他のサービスと同様に発達障がいがある子どもに対する早期療育のニーズの高まりにより、利用者数及び利用量が伸びています。今後も利用者の増加が見込まれることから、市内外の事業所の利用につなげて見込量の確保を図ります。

5 居宅訪問型児童発達支援、医療型児童発達支援、児童入所支援（福祉型・医療型）

■実績と見込量

※令和5年度の実績値は、8月末現在（7月サービス提供分）の実績値

区分		令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度	令和7年度	令和8年度
		見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	実績	達成率%	見込	見込	見込
居宅訪問型児童発達支援	人/月	1	0	0.00	1	0	0.00	1	0	0.00	0	0	0
	時間/月	8	0	0.00	8	0	0.00	8	0	0.00	0	0	0
福祉型児童入所支援	人/月	1	1	100.0	1	2	200.0	1	2	100.0	1	1	1
医療型児童入所支援	人/月	1	1	100.0	1	1	100.0	1	1	100.0	2	2	2

現 状

①居宅訪問型児童発達支援

外出することが困難な重度障がいのある未就学児童に対し、自宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能、集団生活への適応訓練を行うサービスとして、平成30年4月より開始されました。現状、支援ニーズや相談はなく、これまでににおいて実績はありませんでした。

②福祉型児童入所施設、医療型児童入所施設

障がいのある子どもの入所施設の利用については、支給する実施者は県になります。利用者数については、令和4年度において福祉型児童入所支援の利用者数が1名増加となり医療型児童施設入所支援は同数となっています。

サービス見込量の算定方法

①居宅訪問型児童発達支援

当期において、実績はありませんでしたが、市内にサービス提供できる事業所がなく、実績もないため今期の計画では利用を見込まないこととします。今後、在宅の重度障がいのある子どもや特別支援学校に在籍する医療的ケアを必要とする子ども数や支援ニーズの把握を行っていきます。

②福祉型児童入所施設、医療型児童入所施設

支給決定の実施が県であることから、当期における直近の利用者数から算定しました。

見込量を確保するための方策

①居宅訪問型児童発達支援

市内外において、サービス提供事業者が少ないことから、サービス提供事業所の確保について、群馬県及び県内の自治体と情報を共有して体制が図れるよう努めてまいります。

②福祉型児童入所施設、医療型児童入所施設

市内に当該施設はなく、また、支給決定は県によるものであることから、利用の必要がある子どもが認められた際は、迅速に対応できるよう、関係機関との連携が図れるよう努めてまいります。

6 医療的ケア児に係るコーディネーターの配置人数

■実績と見込量

※令和5年度の実績値は、8月末現在の人数になります。

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	見込	見込
コーディネーターの配置人数	3	4	3	4	3	3	3	3	3

現 状

所定の研修を修了した相談支援専門員等において、3名の医療的ケア児等コーディネーターが配置されています。医療的ケア児支援に関する協議の場等に参画し、地域における課題等の整理や医療的ケアを必要とする子どもに対する支援の推進に取り組んでいくことが求められます。

サービス見込量の算定方法

群馬県医療的ケア児等支援センターの情報を算定基礎とし、令和5年度7月時点の配置人数を見込量として、設定することとします。

見込量を確保するための方策

医療的ケア児に関する支援については、令和5年6月に群馬県が医療的ケア児等支援センターを設置したことから、今後、支援事業の検討や医療的ケア児等コーディネーターの人材育成に関する相談など、連携を図っていきます。

また、市自立支援協議会（部会含む）に参画を求め、支援の体制づくりに取り組みます。

第6章 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより効果的な実施が可能な事業です。障害福祉サービス等と組み合わせて提供されることなどにより障がいのある人等の地域生活を支援するものです。

障がいのある方等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として実施しています。

■必須事業

1 理解促進・研修啓発事業

障がいのある方等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害特性に応じた教室や広報活動を行い、地域の住民に対して障がいのある方等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

見込量確保のための方策等

障がいのある方への理解を深めるため、小学生及び教員、企業を対象に聴覚障がいのある方の日常生活や障がいに関する講義や手話技法の実技を体験する手話教室事業を実施しました。地域共生社会の実現を図るため、今後も地域の人々に対し、障がいに対する理解を深めるための研修や啓発事業の実施に取り組んでいきます。

■実績と見込量

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	見込	見込
理解促進・研修啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

2 自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活を送れる社会の実現を図るため、障がいのある方やその家族、地域住民等による自発的な活動に対する支援を行います。

見込量確保のための方策等

障がいのある方やその家族が互いの悩みなどを共有し、同じような立場や課題に直面する人がお互いに支え合うことで、課題の解決や自立及び社会生活の促進を図っていくため、ピアサロン（自発的活動支援事業）を市内外の法人等団体と連携して、実施していきます。今後も障がいのある方やその家族等の自発的な取組・活動を支援する事業の実施に努めていきます。

■実績と見込量

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	見込	見込
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施

3 相談支援事業

（１）障害者相談支援事業

福祉に関する様々な問題について、障がいのある方等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行います。

（２）基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業の実施にあたり特に必要と認められる専門職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を行い相談支援事業の強化を図ります。

（３）住宅入居等支援事業

入居を希望する障がいのある人等が、保証人がいない等の理由により入居困難な場合、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人等の地域生活の支援を行います。

見込量確保のための方策等

相談支援事業は、身体・知的・精神障がいのある方等に対し、利用者本位の支援活動が実施できるよう相談支援事業所と連携を図りながら必要な支援を行っています。実施方法は、身体・知的・児童の分野を主とする事業者と精神の分野を主とする事業者へ委託して実施しています。

令和5年度より基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化や地域移行、権利擁護

のほか専門的な知識をもって、多様なニーズに対応する体制づくりに取り組んでいます。

今後においても、相談支援事業者、各障害福祉サービス事業者、関係機関等と連携し、総合的な相談支援体制の整備を図りつつ、市自立支援協議会においても、その体制のあり方を協議・検討していきます。

住宅入居等支援事業については、相談支援事業者への相談件数等によりニーズを把握し、事業実施を検討していきます。

■実績と見込量

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	見込	見込
障害者相談支援事業(箇所)	2	2	2	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター(箇所)	検討	検討	実施	準備	実施	1	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	検討	検討	実施	準備	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	検討	検討	検討	検討	実施	検討	検討	検討	検討

4 成年後見制度支援事業

障がいのある方の権利擁護の観点から、成年後見制度を利用することが有利であると認められる知的障がい又は精神障がいのある方に対して、成年後見制度の利用を勧めます。

見込量確保のための方策等

令和5年度までの実績を算定基礎として、今後の新規利用者数を鑑みて見込みました。令和4年度において、新規利用者1名が増加となり令和5年8月末時点で2名の利用者となっています。過去の動向及び現状の利用者数、新規利用者見込みを勘案して、増加として見込みました。

判断能力が不十分な人とその家族等へ周知を行い、制度に対する理解を深めてもらうとともに、支援を必要としている人への働きかけを行います。

■実績と見込量

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	見込	見込
成年後見制度利用支援事業(人)	2	1	2	2	2	2	2	2	3

5 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保に努めるとともに、法人後見を行う事業所の立ち上げについて、検討を重ねていきます。

見込量確保のための方策等

市社会福祉協議会による法人後見事業等と連携し、成年後見制度の利用を促進していきます。

■実績と見込量

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	見込	見込
成年後見制度法人後見支援事業	検討	検討	検討	検討	実施	検討	検討	検討	実施

6 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の設置・派遣等を行い、聴覚障がいをはじめ意思疎通において、支援が必要な方の自立した日常生活及び社会生活の推進に努めます。

見込量確保のための方策等

群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザや市内外の手話通訳者と連携を図り、手話通訳者や要約筆記者を確保していきます。令和2年度より、手話通訳者を任用し、福祉課窓口に常時設置し、聴覚障がいのある方の日常的相談にも対応できる体制を図っています。

過去の動向及び現状の利用者数を勘案して見込みました。

■実績と見込量

※令和5年度の実績値は、8月末現在の実績値

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	見込	見込
手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (実利用者数)	20	79	20	82	20	38	80	80	80
手話通訳者設置事業 (設置通訳者数)	1	1	1	1	1	1	1	1	2

7 日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある人等に対して自立生活支援用具や訓練支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与し、日常生活を支援します。

見込量確保のための方策等

安定した給付ができる体制を持続するため、給付見込み量に対応すること及び各用具の取扱いができる業者の確保に努めます。各種用具の機能や性能の向上等の情報収集をするとともに支援ニーズを把握し、給付種目の見直しを行うなど事業の拡充に努めます。

過去の給付実績及び現時点での支援ニーズを勘案して見込みました。

区分	主な種目
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、体位変換器、移動用リフトなど
自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、T字状・棒状杖、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、特殊便器、火災報知器、聴覚障害者用屋内信号装置など
在宅療養等支援用具	ネブライザー、電気式たん吸引器、動脈血中酸素飽和度測定器、酸素ボンベ運搬車、視覚障害者用体温計など
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、視覚障害者用活字文書読上げ装置、点字器、点字ディスプレイ、視覚障害者用拡大読書器、視覚障害者用音声時計、聴覚障害者用通信装置、人工喉頭など
排泄管理支援用具	ストーマ用装具、紙おむつ、収尿器など
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	手すりの取付け、床段差の解消等、障がいのある人等の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用

■実績と見込量

※令和5年度の実績値は、8月末現在の実績値

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	見込	見込
介護・訓練支援用具	3	6	3	1	3	3	2	2	2
自立生活支援用具	6	5	6	5	6	2	5	4	5
在宅療養等支援用具	4	3	4	3	4	1	2	1	2
情報・意思疎通支援用具	6	3	6	3	6	2	1	2	1
排泄管理支援用具	1,274	1,425	1,274	1,491	1,274	1,486	1,548	1,563	1,578
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	4	1	4	0	4	2	1	2	1

8 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人の自立した日常生活又は社会生活を推進するため、聴覚障がいのある人の日常会話となる手話についての養成講座・研修を引き続き行い、手話奉仕員の確保に努めます。

見込量確保のための方策等

手話が言語であるという認識に立ち、市民の手話への理解と普及を図り、手話奉仕員の必要性を周知していくとともに、手話奉仕員の養成講座への参加を推進します。

過去の動向及び現状の研修参加者数を勘案して見込みました。

■実績と見込量

※令和5年度の実績値は、8月末現在の実績値

区分		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	見込	見込
手話奉仕員養成講座事業 (参加者実数)	入門	20	中止	20	7	20	14	20	20	20
	基礎	20	中止	20	0	20	6	20	20	20

手話奉仕員養成講座事業の数値は、参加申込者数となります。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止となっています。

令和5年度は、8月末時点での見込みになります。

9 移動支援事業

地域での自立した生活や社会参加を促すことを目的に、屋外で移動が困難な障がいのある方に対して、余暇活動や社会活動への外出のための支援を行います。

見込量確保のための方策等

当期の利用者数は、おおむね横ばいであり、約65人弱を推移しています。また、障がい別の利用者数も近年、同数を維持している状態です。委託事業者数は、市内業者5者、市外業者19者となっており、事業者数もおおむね同事業者数となっています。

近年、ガイドヘルパー等福祉人材が不足していることから、利用ニーズに対応できるよう市内外の事業者と連携するとともに新規事業者の情報把握をして、安定したサービス利用が図れるよう努めていきます。

見込量について、利用者数は、過去の実績を算定基礎とし、一月平均利用数と延べ利用時間数に新規利用者を勘案し見込みました。

■実績と見込量

※令和5年度の実績値は、8月末現在の実績値

区分		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	見込	見込
平均 実利用者数	人/月	84	63	86	63	88	64	66	68	68
年間延べ 利用時間	時間/月	10,332	8,099	10,578	9,588	10,824	9,739	9,871	9,936	9,936

10 地域活動支援センター事業

障がいのある方等の自立や社会参加の促進を図るため、通所による創作的活動や生産活動の機会の提供をするほか、その家族等の抱える悩みや課題に対し、相談など支援をすることを目的とする施設です。センターの機能は、基礎的部分として、利用者に対し創作的活動、生産活動、社会との交流促進などの事業を実施し、機能強化部分として、専門職員（看護師、精神保健福祉士等）を配置して、利用者の特性にあわせて、カウンセリング等の専門的な支援を実施します。また、市外の地域活動支援センターが利用できるよう他市町村と連携して、柔軟に対応できるよう取り組んでいきます。

見込量確保のための方策等

障害福祉サービスの利用が難しい方や引きこもり等により、障害福祉サービスを利用したことがなく、不安や課題を抱える方の自立や社会生活における支援を図っていくため、今後も多様な事業を実施できるよう努めていきます。

利用者数等の見込みについては、令和5年8月末時点の利用者数を基礎として、近年の利用者の増加を勘案して見込みました。

■実績と見込量

※令和5年度の実績値は、8月末現在（7月サービス提供分）の実績値

区分		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	見込	見込
市内	年度末 月実利用者数	20	41	20	47	20	51	50	55	55
	実施箇所数	1	1	1	1	1	1	1	1	1
市外	年度末 月実利用者数	36	23	36	25	36	25	25	25	25
	実施箇所数	5	5	5	5	5	6	5	5	5

市外は、他市の地域活動支援センターを利用している事業所数の合計になります。

■任意事業

1 福祉ホーム事業

住居を求めている障がいのある方に、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がいのある人の地域生活を支援することを目的とした事業です。

見込量確保のための方策等

家庭環境や住宅事情で居住の確保が困難な方等を支援するため、今後も利用者が希望する地域において、サービスを提供する事業者と連携し、安定したサービスが利用できるよう取り組んでいきます。

利用者数等の見込みについては、令和5年8月末時点の利用者数を基礎として、近年の利用者の増加を勘案して見込みました。

■実績と見込量

※令和5年度の実績値は、8月末現在（7月サービス提供分）の実績値

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	見込	見込
実利用者数	2	2	3	2	3	2	2	2	2

2 訪問入浴サービス事業

在宅において、入浴することが困難な重度の障がいのある方等に対し、訪問により居宅において、入浴サービスを行い、心身の機能保持及び健康増進や介護者の負担軽減を図るため実施するものです。

見込量確保のための方策等

重度の障がいのある方の身体の清潔及び心身の機能保持、また、家族介護者等の負担軽減を図ることを目的とした事業です。今後もサービスを提供する事業者の確保や制度の周知に努め、適切なサービスの提供を行います。利用者数等の見込みについては、令和5年8月末時点の利用者数を基礎として、近年の利用者の増加を勘案して見込みました。

■実績と見込量

※令和5年度の実績値は、8月末現在（7月サービス提供分）の実績値

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	見込	見込
実利用者数	2	2	3	2	3	2	2	2	2

3 日中一時支援事業

障がいのある方等の日中における活動の場を提供するとともに、その家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、一時預かり等の支援を行います。

見込量確保のための方策等

障がいのある方等及びその家族などの負担の軽減を図っていくため、市内外のサービス提供事業者と連携し、安定したサービス利用ができるよう事業を実施していきます。利用者数等の見込みについては、令和5年8月末時点の利用者数を基礎として、近年の利用者の増加を勘案して見込みました。

■実績と見込量

※令和5年度の実績値は、8月末現在（7月サービス提供分）の実績値

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	見込	見込
実利用者数	25	14	25	15	25	10	15	15	15

■地域生活支援促進事業

1 発達障害児及び家族等支援事業

発達障がいのある子どもの子育て経験のある保護者等がその育児経験を活かし、同じように発達障がいのある子どもを育てる保護者等の相談を行うペアレントメンターの養成やその子どもの社会生活への適応力向上のための認知行動療法や生活技能訓練（ソーシャルスキルトレーニング）、また、その保護者に対する養育スキル及び子どもへの適切な関わり方の習得と指導等の相談支援（ペアレントトレーニング）を実施しています。

見込量確保のための方策等

この事業は令和4年度より開始しました。発達障がいがある子どもに対する早期療育のニーズが高まっていることから、実施内容・事業の効果を検討しつつ、継続して実施していきます。令和5年8月末時点の利用者数を基礎として、利用ニーズの相談等の状況を勘案して見込みました。

■実績と見込量

※令和5年度の実績値は、8月末現在（7月サービス提供分）の実績値

区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	見込	見込
延利用人数	—	—	—	171	—	87	180	180	180

■その他の事業

障がいのある人の地域生活を支援するために必要なサービスを実施していきます。

区分	主な種目
自動車改造費補助事業	肢体不自由者の運転する自動車のアクセル、ブレーキ等の改造費の一部を助成します。
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業や自立訓練事業等を利用している障がいのある方に対して、更生訓練費の支給を行い社会復帰の促進を図ります。
虐待一時保護事業	養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護します。

見込量確保のための方策等

サービスを必要とする人が確実にサービスを利用できるよう、利用者やその家族に対する適切な情報提供と相談・対応に努めます。

また、各事業の見込み量に対応できるサービス提供事業者の確保と事業の利用促進に向けた周知・啓発に努めます。

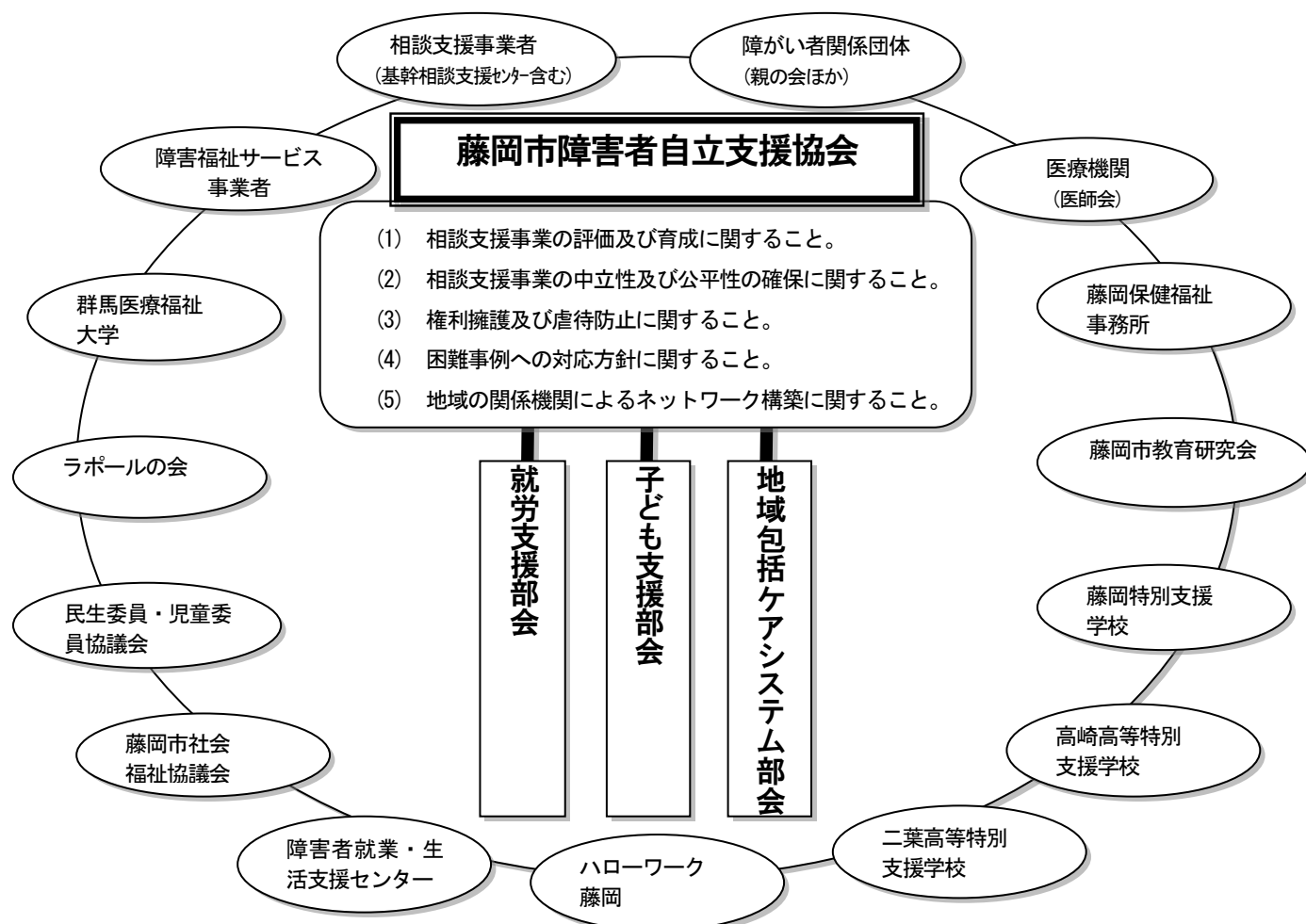
第7章 計画の策定体制

1 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、障害福祉の専門的な見地や地域の実情を反映させるため、市障害者自立支援協会へ審議・諮問を図っています。

2 市自立支援協議会による検討

本計画の策定にあたっては、学識経験者をはじめ福祉・保健医療・教育・雇用・事業所・団体などの関係機関等で構成される「市自立支援協議会」において、計画内容を審議・諮問を経て、策定いたしました。本協議は、障害者総合支援法第89条の3第1項の規定に基づき協議会を設置しており、障がいのある方等への支援の体制整備をはじめ、支援における課題の把握及び解決に向けた協議検討、関係機関の連携強化など、より良い障害福祉・支援の体制づくりを目指して取り組んでいます。全体会議及び特定の課題を検討する専門部会を設置し、令和6年度からは、①地域包括ケアシステム部会（地域の横断的な支援体制づくりの検討など）、②就労支援部会（障がいのある方の就労支援についての検討、ハローワークと連携し、就職説明会・面接会等の実施など）、③子ども支援部会（障がいのある方及びその家族における課題の検討など）を設け活動しています。



第8章 計画の推進

1 計画推進のために

(1) 障がいのある方の参加

各種施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や障害福祉サービスの提供方法等について、積極的な意見交換の場を設け、障がいのある人やその家族、関係団体の意見や要望の把握に努めます。

(2) 地域社会の理解促進

障がいのある方と地域住民が地域の様々な交流事業や社会的活動を通じて、相互に関わり合うことで、誰もが「障がいの社会モデル※」の理解を深めてもらい、地域全体で障がいのある方を支援・協力していく環境づくりを目指します。

(3) 推進体制の整備

障がいのある方の地域移行や就労支援を推進するためには、公的サービスに加え、障がいのある方を地域全体で支えることが必要です。

このために、市自立支援協議会等の地域のネットワークを活用し、障害者団体、障害福祉サービス事業者、教育、保健、医療及び就労支援機関等の参加により、協働して施策を推進します。

(4) 計画の点検と評価

計画の推進にあたっては、社会環境・経済の変化や国の障害者施策の動向を踏まえ、必要に応じて弾力的運用に努めるとともに、その進捗状況について点検と評価を行い、必要があると認められるときは、本計画の変更や事業の見直し等の措置を講ずるものとします。

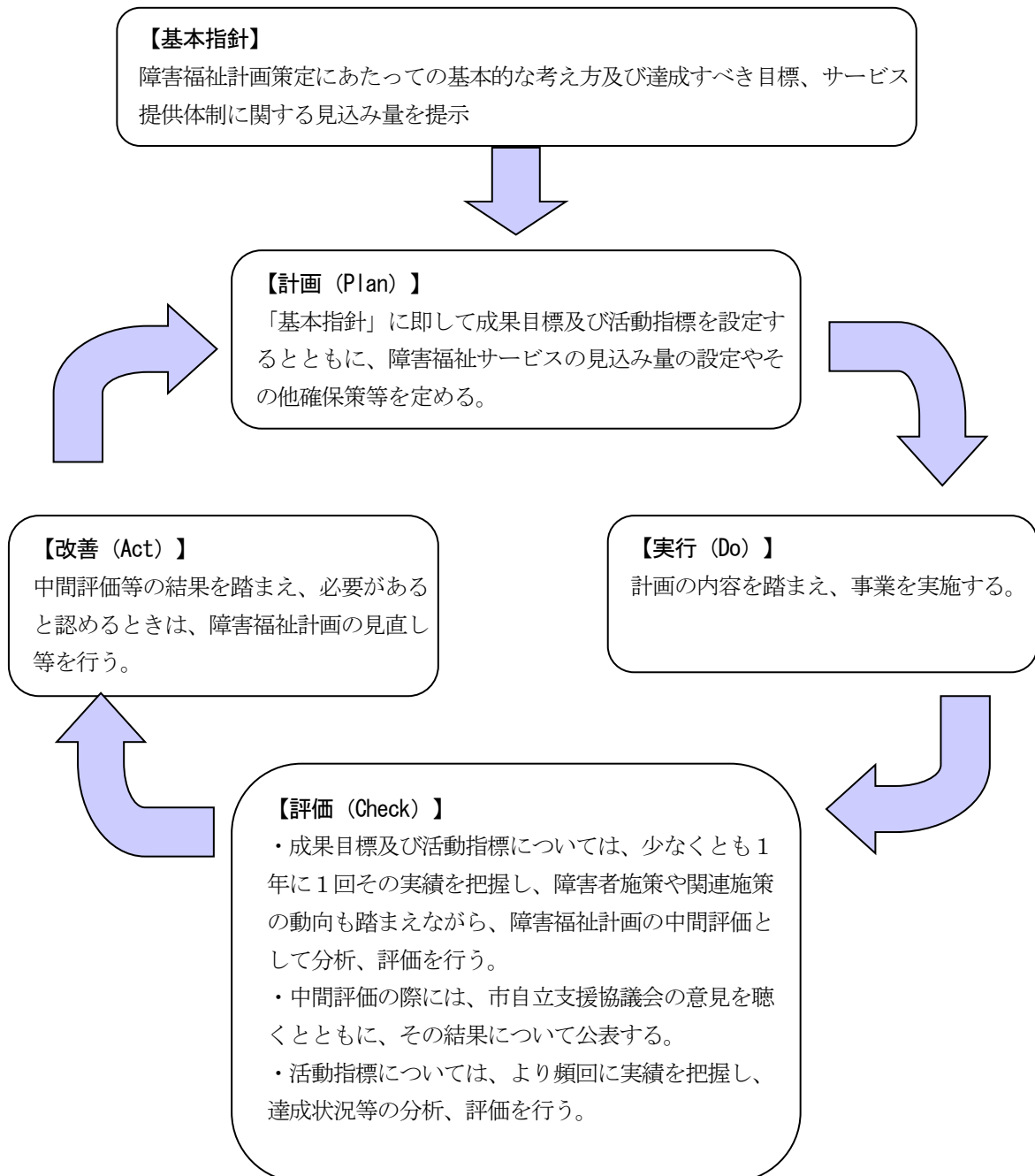
本計画の進捗管理については、計画に基づく各施策を進めて行く中で、適宜、市自立支援協議会において、検証・評価・協議を行っていきます。

※障がいの社会モデル・・・障がいのある方への社会的障壁※を取り除くのは社会の責務であるとし、社会全体の問題として捉える考え方

※社会的障壁・・・・・・障がいのある方が日常生活及び社会生活を送る上で、段差により車椅子が使えないことや聴覚障がいのある人が情報を得る時に、音声ガイドを利用できないといった社会（モノ、環境など）と障がいがいまって作り出されるもの

（障害福祉計画における PDCA サイクルのプロセスイメージ）

「PDCA サイクル」とは、様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに活用されているマネジメント手法で「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。



**第7期藤岡市障害福祉計画・
第3期藤岡市障害児福祉計画**

令和6年3月

発行 藤岡市福祉部福祉課

〒375-8601

群馬県藤岡市中栗須 327 番地

電 話 0274-40-2384

F A X 0274-22-5592

E メール hukushi2@city.fujioka.gunma.jp